

# 第 50 回ジャパンウィーク 2025（英国・マンチェスター）出展に係る 企画調整及び実施運営等業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

## **1 案件名称**

第 50 回ジャパンウィーク 2025（英国・マンチェスター）出展に係る企画調整及び実施運営等業務委託

## **2 業務内容に関する事項**

### **（１）事業目的と概要**

大阪市は、英国のグレーター・マンチェスター合同行政機構と令和 5（2023 年）12 月 4 日に覚書（MOU）を締結している。

そのグレーター・マンチェスター合同行政機構の構成都市であるマンチェスター市にて第 50 回ジャパンウィーク 2025（以下「ジャパンウィーク」という。）が開催されることとなり、当該イベントに大阪市として参加し、大阪の都市魅力（歴史や文化、観光、エンターテインメント等）を効果的に発信することができる公演を実施することで、相互理解の深化や都市間交流の促進、大阪への誘客促進を図る。

今般、その目的を達成するため、大阪の都市魅力を広く PR することができるコンテンツ（出演者や演目等）を選定し、出演交渉や渡航手配、主催者との連絡調整等、海外公演実施に係る業務について、高度な知識や豊富な経験、ノウハウ等を持つ民間事業者から広く企画提案を募集する。

### **（２）業務内容**

別紙 1 「第 50 回ジャパンウィーク 2025（英国・マンチェスター）出展に係る企画調整及び実施運営等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

### **（３）契約上限額**

金 25,163 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和 7 年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

### **（４）契約期間**

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで

※契約の締結は、令和 7 年度大阪市予算の成立以降に行う。

### **（５）履行場所**

本市指定場所（国内：大阪市内、海外：英国マンチェスター市）

### **（６）費用分担**

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、出演者等の海外旅行保険料については、受注者は 500 千円を上限とし、前払いによる業務委託料の概算支払いを請求することができる。

#### (3) 契約条項

別紙 2「業務委託契約書」参照

#### (4) 契約保証金

|       |    |
|-------|----|
| 契約保証金 | 免除 |
| 保証人   | 不要 |

#### (5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

## 4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

オ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

カ 旅行業法第3条に定める第1種、第2種、第3種のいずれかの登録を受けていること。

キ 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからカの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

ただし、カについては、構成員のいずれかが満たしていればよいものとする。

(ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

(イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

(ウ) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

(エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

(オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

(カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ● 公募開始          | 令和7年 2月17日（月）     |
| ● 質問受付期限        | 令和7年 2月26日（水）     |
| ● 質問に対する回答      | 令和7年 3月 4日（火）（予定） |
| ● 参加申請関係書類の提出期限 | 令和7年 3月10日（月）     |
| ● 参加資格審査結果通知    | 令和7年 3月14日（金）（予定） |
| ● 企画提案書類の提出期限   | 令和7年 3月19日（水）     |
| ● プレゼンテーション審査   | 令和7年 3月27日（木）（予定） |
| ● 選定結果通知        | 令和7年 3月下旬（予定）     |
| ● 契約締結・事業開始     | 令和7年 4月下旬（予定）     |
| ● 事業完了          | 令和8年 1月30日（金）     |

## 6 応募手続きに関する事項

### (1) 質問の受付・回答

#### ア 受付期間

公募開始日から令和7年2月26日（水）午後5時まで（必着）

#### イ 提出方法

「質問書」（様式1）に箇条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほかEメールによる提出を可とするが、Eメールを送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：第50回ジャパンウィーク2025 出展に係る企画調整及び実施運営等業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

#### ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和7年3月4日（火）（予定）に経済戦略局ホームページに掲載する。

### (2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

#### ア 提出書類

##### 【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ウ) 旅行業法第3条に定める第1種、第2種、第3種のいずれかの登録を受けていることを証する書類の写し
- (エ) 使用印鑑届（様式5）
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (カ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）
- (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※(エ)～(コ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

##### 【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式 2－2）
  - (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式 3）
  - (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 4）
  - (エ) 旅行業法第 3 条に定める第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれかの登録を受けていることを証する書類の写し
  - (オ) 使用印鑑届（様式 5）※代表構成員のみ
  - (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
  - (キ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）
  - (ク) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
  - (ケ) 直近 1 ヶ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）の納税証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
  - (コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
  - (サ) 直近 1 ヶ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）  
ただし、会社設立 1 年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
  - (シ) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】
- ※(ウ)～(エ)及び(キ)～(サ)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。  
ただし、(エ)については、登録を受けている構成員のみ提出すること。
- ※(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
- ※(オ)～(サ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式 3 に承認番号を記載すること）。

## イ 提出期限

令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 5 時まで（必着）

また、参加申請書類の提出と併せて、下記 9 の E メールあてに「件名：第 50 回ジャパンウィーク 2025 出展に係る企画調整及び実施運営等業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

## ウ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

## エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和 7 年 3 月 14 日（金）（予定）に様式 2－1 又は 2－2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

## （3）企画提案書類等の提出

### ア 提出書類等

- (ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式 6－1（単独法人等用）又は様式 6－2（共同事業体用））

(イ) 企画提案書

仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書（様式は自由でA4判20ページ以内（片面刷り。表紙や目次は、制限ページ数に含む。）で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。図や写真等の使用も可とするが、主要な文字の大きさ（ポイント数）は11ポイント以上とする。）

A 企画方針

- ・事業の趣旨や目的を踏まえた全体の企画方針を示すこと。

B 公演内容

- ・出演者の概要やプロフィール、想定人数規模（同行スタッフも含む。）、各公演における演目の詳細（構成や公演時間、舞台設営等）を示すこと。
- ・出演者や演目がどのように大阪の魅力発信に繋がっているか示すこと（外国人の観客が理解しやすい公演内容であることや、外国人観光客が来阪した際にも観覧でき得る出演者であることを意識して企画提案すること。）。)
- ・出演者が海外での公演実績を有している場合は、その詳細（日時や会場、演目等）を示すこと。

C 公演に付随する事項

- ・出演者及び同行スタッフの渡航手配の詳細（利用を想定している航空便やホテル、現地での移動手段等）を示すこと。
- ・公演に必要な物品を日本から輸送する場合は、想定される輸送物品の一覧及び輸送方法を示すこと。また、現地で調達が必要な資機材がある場合は、その一覧も示すこと。

(ロ) 全体スケジュール等の実施計画（任意様式）

出演者や主催者との調整、渡航手配、物品輸送等の実施計画を示すこと。

(エ) 業務実施に係る人員体制（任意様式）

提案内容を実現するための業務実施体制（業務責任者、人員配置計画、役割分担、及び連絡体制等）を示すこと。

(オ) 経費見積書（任意様式）

企画、旅費、制作等業務の経費内訳、保険料、諸経費、消費税等を明記すること。

(カ) 本業務に類似する事業（海外でのイベント出展に係る企画調整及び実施運営）の業務実績を証するもの

当該業務の契約書、仕様書及び事業報告書の写し等、業務内容が確認できるものを添付すること。なお、実績がない場合は提出不要とする。

(キ) デモンストレーション動画データ

出演者や演目の説明に資する動画（1本）を提出すること。動画の長さは3分程度とし、MP4形式のデータファイルで提出すること。評価の公正性を保つため、提案者を識別できる情報（社名やロゴ等（音声を含む。））を表示しないこと。また、他者の所有権、著作権等に抵触しないものであること。

※提出された動画は本市にて事前に内容確認を行い、提案者を識別できる情報が含まれていると判断した場合や、何らかの理由で再生できない場合は、当該動画データの修正指示をする。修正指示を受けた場合は、速やかに編集し、発注者の指示する期日までに再提出すること。期日を過ぎた場合の再提出は受け付けない。なお、明らかに提案者が識別できる箇所のマスキング漏れなど、故意と見なされ

る状態での提出や、再提出の際に動画の内容を変更や修正した場合は、下記 7 (3) キに、また、再提出の期日を過ぎた場合は、下記 7 (3) クに該当するものとして失格となるので十分注意すること。

#### イ 提出部数

正本（上記 6 (3) ア(ア)から(カ))：1 部（記名したもの）

副本（上記 6 (3) ア(ア)から(カ))：8 部

デモンストレーション動画データ 1 本（上記 6 (3) ア(キ))：DVD-R 4 部（1 部のみ電子媒体表に記名）

※副本には、記名せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。また、デモンストレーション動画についても、事業者名や事業者を特定できる箇所が動画内に含まれないよう留意すること。

#### ウ 提出期限

上記 6 (2) エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和 7 年 3 月 19 日（水）午後 5 時まで（必着）

#### エ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

## 7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

### (1) プレゼンテーション審査

#### ア 実施日時

令和 7 年 3 月 27 日（木）（予定）

※詳細は、上記 6 (2) エの参加資格審査結果通知に記載する。

#### イ 実施場所

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所本庁舎 会議室（予定）

#### ウ 内容・方法等

- ・参加者が行うプレゼンテーションは、上記 6 (3) アの提出書類等（(キ)を除く。）を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。資料の追加・変更は認めない。なお、有識者会議の委員は、本審査前に上記 6 (3) アの提出書類等（(キ)を含む。）を確認しているため、アピールポイントを中心に簡潔に説明すること。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
- ・1 者あたり 30 分程度（うち説明約 20 分以内。質疑応答含む。）とし、参加者は 1 者あたり 3 名以内とする。共同事業体の場合も同様とする。

※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

## (2) 選定基準・方法

| 評価項目           |              | 審査内容                                     | 配点 |     |
|----------------|--------------|------------------------------------------|----|-----|
| 実施方針・<br>全体計画  | 事業目的・内容の理解度  | 提案内容は、本市の示す事業目的・業務内容と合致するか               | 10 | 5   |
|                | 実施スケジュールの妥当性 | 事業を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか           |    | 5   |
| 公演内容           | 実現性          | 主催者が示す公演の諸要件に則って企画されているか                 | 70 | 15  |
|                | 企画力          | 外国人の観客に伝わりやすい魅力的な内容か                     |    | 25  |
|                |              | 大阪の魅力を発信できる内容で、来阪意欲の向上を見込める内容か           |    | 20  |
|                | その他管理運営      | 輸送や保険、資機材の調達等、公演内容に即した適切な内容か             |    | 10  |
| 実施体制           | 適正な人員配置      | 事業を実施するのに必要かつ十分な人員配置となっているか              | 20 | 5   |
|                | 提案者のノウハウ     | 提案者の実績と提案内容を勘案し、海外公演を確実に遂行できるノウハウを有しているか |    | 10  |
| 金額の妥当性         |              | 内容に対して適正な経費算定か                           |    |     |
| 合 計（委員 1 名あたり） |              |                                          |    | 100 |

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類等及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

- ・「公演内容」の項目合計点が高い者を受注予定者とする。
- ・「公演内容」の項目合計点が同じ場合は、「企画力」の項目合計点が高い者を受注予定者とする。
- ・「企画力」の項目合計点も同じ場合は、「実施体制」の項目合計点が高い者を受注予定者とする。
- ・「実施体制」の項目合計点も同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。

ウ 各評価項目の合計点について、1委員でも各評価項目の合計点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと

- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること
- コ 経費見積書に記載の額が上記 2（3）の契約上限額を超えているもの

#### （４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和 7 年 3 月下旬に様式 2－1 又は様式 2－2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

## 8 その他

- （１）本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和 7 年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても発注者はその損害について一切負担しない。
- （２）企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- （３）採用された企画提案書等は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- （４）全ての提出書類は返却しない。
- （５）提出された書類等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- （６）期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合はこの限りではない。
- （７）本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- （８）参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- （９）受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、上記 7（２）において 1 委員でも各評価項目の合

計点が 60 点未満又は 1 項目でも 0 点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

## **9 提出先、問合せ先**

担 当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住 所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 ATC ビル 0's（オズ）棟南館 4 階

電 話：06-6615-3719

Eメール：[keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp](mailto:keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp)

受付については、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。